

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………
……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…

○建築基準法による道路位置の指定……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示(公)

○認定教育実施者の届出事項の変更届出……………

○技能検定員審査の実施……………

○教習指導員審査の実施……………

公告

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

東京都告示第百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年七月二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百十七号線

三 事業施行期間 令和元年七月二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

世田谷区上祖師谷四丁目、上祖師谷五丁目及び上祖師谷六丁目各地内

使用の部分

なし

東京都告示第百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和元年六月十二日 東久留米市学園町一丁目五百八十九番十 三から同番十 幅員 四・〇〇

六までの各一部及び同番十七から同番十九まで

同右 同月十四日 小金井市東町四丁目百十六番一 延長 一八・〇〇 幅員 四・〇〇

同右 同月十七日 東村山市廻田町一丁目三十四番二及び同番五十 延長 二六・三四 幅員 四・〇〇

同右 同月十四日 小倉井市東町四丁目百十六番一 延長 一八・〇〇 幅員 四・〇〇

同右 同月十七日 東村山市廻田町一丁目三十四番二及び同番五十 延長 二六・三四 幅員 四・〇〇

告示(公)

東京都公安委員会告示第69号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年7月2日

東京都公安委員会 委員長 渡邊 佳 英

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社日通自動車学校	代表者の氏名	三苦 和彦	辻 幸則	令和元年5月1日

<p>●東京都公安委員会告示第70号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月2日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は</p>	<p>普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和元年8月2日（金曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、</p>	<p>上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和元年7月11日（木曜日）及び同月12日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年7月3日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p>
---	---	---

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

●東京都公安委員会告示第71号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月2日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動

車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和元年8月2日（金曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和元年7月11日（木曜日）及び同月12日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年7月3日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和元年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

晴海地区地区計画

二 位置

変更する区域

中央区晴海三丁目、晴海四丁目及
び晴海五丁目各区内

三 区域

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

五 縦覧期間

六 意見書の提出先

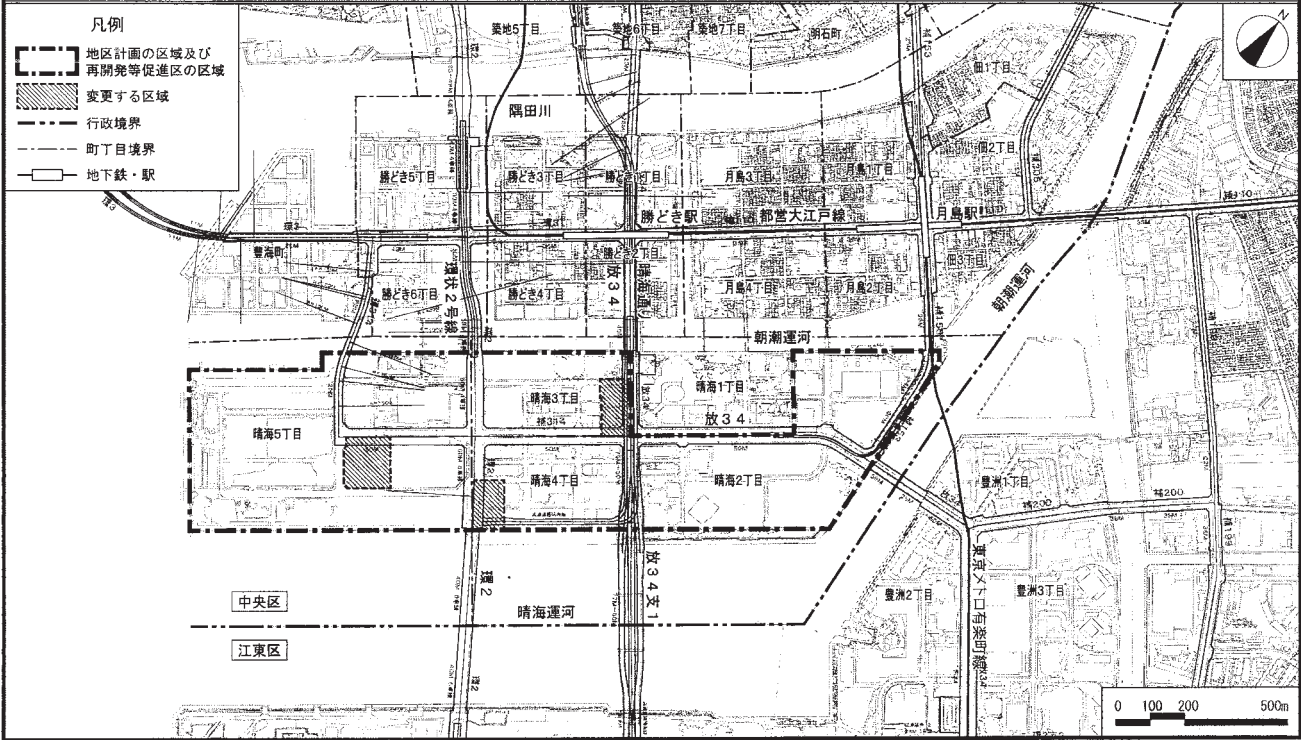
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び中央区役所
公告の日の翌日から起算して二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
晴海地区地区計画

区域図

[東京都決定]



大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 スーパーベルクス浮間舟渡店
- 二 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目六番二十二号
- 三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス
- 四 意見
 - ア 聴取者 板橋区長
 - イ 概要 意見なし
 - ウ 収受日 令和元年六月十日
 - 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
 - 六 縦覧期間 令和元年七月二日から同年八月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
 - 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 オーケー新用賀店
- 二 店舗所在地 世田谷区用賀四丁目二十一番一号
- 三 設置者名 オーケー株式会社
- 四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年六月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年七月二日から同年八月二日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ピーコックストア石川台店

二 店舗所在地 大田区東雪谷二丁目五番十一号

三 設置者名 有限会社山忠不動産

四 意見 大田区長

ア 聴取者 意見なし

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年六月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年七月二日から同年八月二日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

